

**意見検討結果一覧表**  
**(ひとにやさしいまちづくり推進協議会及びパブリック・コメント(圏域説明会))**

★ひとにやさしいまちづくり推進協議会での意見 ○パブリック・コメント、圏域説明会での意見

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
<b>4 ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)策定の趣旨 P7~</b>				
1 ★	<p>〈(2)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況②障がい者の現状〉(P7)</p> <p>障がい者に関わる部分について、<b>障害者差別解消法の「合理的配慮」の文言をきちんと指針に盛り込んで、広く理解いただけるような、記述があるとよい。</b></p>	1	<p>障害者差別解消法の「合理的配慮」については、〈4ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)策定の趣旨(2)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況②障がい者の現状〉(P7~8)に、<b>障がい者福祉関係法令等の状況として、記載しています。</b></p>	C(趣旨同一)
2 ★	<p>〈(2)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況⑦ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定〉(P9)</p> <p>国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が、<b>岩手県のまちづくりの理念という形で、伝えていければと考えている。</b></p>	1	<p>本推進指針の策定においては、国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の考え方や取組も踏まえ、<b>心のバリアフリーの推進などを盛り込んでおり、本県のまちづくりに活かされるものと考えており、今後の取組の推進にあたり参考とさせていただきます。</b></p>	D(参考)
<b>6 具体的な推進方向 P13~</b>				
3 ○	<p>〈(1)ひとづくり〉(P12)</p> <p>P1「心の醸成」P12「心のバリアフリー」など「ひとづくり」の<b>具体策が少ないと思う。</b></p> <p>車いす等に必要なスロープも、介助者が必ず必要で、自走では利用できないのが、今のバリアフリーだ。</p> <p>ハードのものづくりに傾倒しがちなUDに、<b>人的な「心」「ひとづくり」にもっと力を入れて欲しいと思う。高齢者、障がい者が一人で外出しやすい街、声を掛けてくれる県民が多い、心のバリアフリーが当たり前前の街を願う。</b></p>	1	<p>「ひとづくり」については、お互いを尊重し、支え合う心の醸成を推進するため、<b>〈6具体的な推進方向(1)ひとづくり〉において、〈①意識啓発の促進〉(P13)では、多様な人を理解し、困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行うこと等、〈②学ぶ機会の充実〉(P14)では、子どもの頃からの障がいについて学ぶ教育の場の拡充等、〈③人材・組織の育成〉(P15)では、人材育成のための研修や行政職員の理解促進に向けた研修等の取組を進めているところであり、御意見については、今後の取組の推進にあたり参考とさせていただきます。</b></p>	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
4 ★	<p>〈(1)ひとづくり〉(P13)</p> <p>「すべての人を思いやることのできる「心」を醸成する『ひとづくり』について、「思いやり」という言葉にひっかかる。</p> <p>例えば、障害者権利条約など、諸人権条約では、「思いやり」という言葉を使用しておらず、「尊重」「配慮」としている。LGBTの観点からしても、LGBT当事者が欲しいと思っているのは、思いやってもらうことではなく、差別されないこと、人として尊重されること。</p> <p>「思いやり」という言葉は、道徳教育を連想させる。</p>	1	<p>「思いやり」という表現については、御意見や「いって県民計画(2019～2028)」の理念を踏まえ、「互いに支え合うこと」にするなど、表現を変更しました。(P13)</p> <p><u>(修正案)</u></p> <p>〈6具体的な推進方向〉(P13)</p> <p><b>(1)すべての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』</b></p> <p>ひとにやさしいまちづくりの推進の基本となるのは、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ、けがや病気を持つ方などを含む、多様な人の存在を理解し、お互いに<u>尊重し、支え合うこと</u>のできる「心」の醸成です。</p>	A(全部反映)
5 ★	<p>〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P13)</p> <p>聴覚障がい者は、電話ができないが、役所や銀行などで本人自身に対応するよう本人確認を求められることがある。</p> <p>心のバリアフリーが一番大事で、今後、本人確認をFAXでもできるなど、電話の代わりにFAXができるという方法に変えていただければいいと思っている。</p>	1	<p>心のバリアフリーについては、〈6具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P13)において、多様な人の存在を理解し、年齢や障がい、子育て、性的指向、性自認等による困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていくこととしており、聴覚障がい者のこうした困りごとについて、周知を図るなど、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
6 ★	<p>〈(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14)            障がいのある方の意見等 (P11) に、「多機能トイレ」について、「各種設備・機能を、可能な限り機能の分散を図るなど、多様な利用者の円滑な利用の促進が求められるようになっていきます。」とある。</p> <p>取組の方向に明記して、推進を早めていただきたい。</p> <p>※ H29.3 国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」にも記載されている。</p>	1	<p>多機能トイレについては、多様な利用者が円滑に利用できることが重要であることから、御意見を踏まえ、〈6 具体的な推進方向(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14) に、特に多機能トイレについて、個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方についての周知を盛り込みました。</p> <p><u>(修正案)</u></p> <p>〈6 具体的な推進方向(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14)</p> <p>ウ 誘導ブロック、多機能トイレ、ひとにやさしい駐車場など障がい者等に配慮した設備の目的やあり方、障がいに応じた情報提供やコミュニケーションへの配慮の方法などの理解が広がるよう周知を図ります。</p> <p><u>特に多機能トイレについては、利用者の集中を緩和し、広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することができるよう、オストメイト用設備や大型ベッド、乳児用おむつ交換台等の個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知を図ります。</u></p> <p>エ 公共施設の点検活動やバリアフリー化された施設又はユニバーサルデザインの施設の体験など、見て、聞いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進するほか、国が実施する「心のバリアフリー」の取組とも連携し、ひとにやさしいまちづくりの普及を図ります。</p>	A (全部反映)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
7 ○	<p>〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)</p> <p>障がい者用トイレについて、おむつ交換台を広げたままになっており、車いす使用者が使用できない場合があります、使用する方に配慮した使い方について、広報してほしい。</p>	1	<p>障がい者用トイレについては、目的を理解し適正利用を促進することが重要であることから、〈6 具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)において、障がい者等に配慮した設備の目的やあり方などの理解が広がるよう周知を図ることとしており、特に障がい者用設備が設置されている多機能トイレについては、多様な利用者の円滑な利用を促進するためのあり方について、周知を図ることとしています。</p>	C(趣旨同一)
8 ○	<p>〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)</p> <p>例えば、トイレにある荷物をかけるフックの場所が高すぎるなど、使用が困難又は不可能な場所や向きに設置されていることがあり、適切に想定した設計、設置がなされるよう周知を図るべき。</p>	1	<p>多様な利用者に配慮した設備整備については、実際に利用する方のニーズを把握することが重要であることから、〈5 推進の基本的視点〉(P14)において、多様な利用者の参画促進を盛り込み、〈6 具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉において、県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための研修会等を開催することとしています。</p>	C(趣旨同一)
9 ○	<p>〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)</p> <p>車いす使用者用駐車区画について、事前予約が必要な場所や介助者が同行する場合は使用不可とされている場所がある。予約不要で、介助者がいても使用できるようにしてほしい。</p>	1	<p>障がい者用駐車区画については、目的を理解し適正利用を促進することが重要であることから、〈6 具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)において、障がい者等に配慮した設備の目的やあり方などの理解が広がるよう周知を図ることとしています。</p>	C(趣旨同一)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
10 ○	<p>〈(2)まちづくり①まちづくり全体〉(P16)</p> <p>平成30年度のモニターアンケートにおいて、復興まちづくりに期待することとして、「防災・減災」を重要とする調査結果が無視されている。</p> <p>ユニバーサルデザインの概念には、本来「防災・減災」の発想が存在していない。</p> <p>「防災・減災」をもとに、ゼロベースで一から作成し直すべき。</p>	1	<p>本推進指針は、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現を目指すものであり、「防災・減災」については「いわて県民計画(2019～2028)」などに定めています。</p> <p>なお、本推進指針では、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり①まちづくり全体〉(P17)において、復興まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが行われるよう、引き続き市町村への助言や支援を行うこととしており、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
11 ★	<p>〈(2)まちづくり②公共的施設・建築物〉(P18)</p> <p>学校にエレベーターの設置など、バリアフリー化される必要がある。</p>	1	<p>学校については、公共的整備基準において、一定の面積以上の場合にエレベーターを設置すること等とされており、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり②公共的施設・建築物 キ〉(P18)において、公共的整備基準への適合を促進するため、情報提供、指導及び助言を行うこととしているところであり、御意見については今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
12 ★	<p>〈(2)まちづくり②公共的施設・建築物〉(P18)</p> <p>学校に関連して、洋式トイレにすべき。</p>	1	<p>学校については、公共的整備基準において、トイレに関しては、オストメイトや車いすを使用している方が使用できるようなトイレの設置や、手すりの設置等を行うこととされており、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり②公共的施設・建築物 キ〉(P18)において、公共的整備基準への適合を促進するため、情報提供、指導及び助言を行うこととしているところであり、御意見については今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D (参考)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
13 ★	<p>〈(2)まちづくり③交通機関等〉(P18)</p> <p>車いす使用者は、自動車がなくては移動できない現実がある。ノンステップバスが3割程度であり、仮にバスを乗り継いで行こうとすると、乗り継ぐ先でノンステップバスが走っているか分からないということがあります、どうしても自動車に頼らざるを得ない。</p>	1	<p>ノンステップバスについては、障がい者等の移動の円滑化を図ることが重要であることから、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉(P19)において、誰もが利用しやすいノンステップバス等の車両の導入促進に取り組むこととしています。</p>	C(趣旨同一)
14 ○	<p>〈(2)まちづくり③交通機関等〉(P18)</p> <p>公共交通機関(特に電車)では、事故などによる急な運休等について、音声のみで案内され、聴覚障がい者は、状況が分からないことがある。</p>	1	<p>交通施設における案内情報については、情報提供の方法が十分でなく、必要な情報が得られない場合があることから、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉(P19)において、音声案内・表示装置等の整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが利用しやすい公共交通機関の整備を目指すこととしています。</p>	C(趣旨同一)
15 ★	<p>〈(2)まちづくり③交通機関等〉(P18)</p> <p>身体障がい者の高齢化が進む中、公共交通機関の運行が減少、廃止される社会情勢にあり、その中で社会参画をしようというのは難しい。民間会社に任せるのではなく、行政の助成が必要である。</p>	1	<p>公共交通機関については、誰もが住みやすいまちづくりのため維持確保する必要があることから、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉(P19)において、国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携した、地域公共交通の維持・確保のための支援について盛り込みました。</p> <p><u>(修正案)</u>          〈6具体的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉(P19)          ウ 利用者の移動の円滑化を確保するために、<u>国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。</u>  <u>また、</u>交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図るため、駅及び主要停留所周辺の整備等を交通事業者、道路管理者等に働きかけていきます。</p>	A(全部反映)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
16 ○	〈(2)まちづくり⑤住宅〉(P19) まちづくりの住宅について、「 <b>温熱環境上のバリアフリー</b> 」の技術者の養成とは具体的にどのようなことか。	1	県では、高齢者及び障がい者が、安心して快適に住むことができる住まいづくりを行えるように、温熱環境上のバリアフリーに係る内容など県が定めた要件に適合する、民間団体等が実施する講習を指定するとともに、講習受講者の公表により受講者の増加を図っています。	F (その他)
17 ★	〈(2)まちづくり⑥観光地〉(P20) 観光面では、これからもどんどん <b>外国人の方が増えていき</b> 、例えば指針に書いているような心のバリアフリーの取組のひとつというのは、非常に大事なことだと思うので、私どもの立場で、一緒に推進して協力させていただければと思う。	1	観光については、外国人観光客の増加が見込まれることから、〈6 具体的な推進方向(2)まちづくり⑥観光地〉(P20)において、誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の充実を図るとともに、 <b>案内表示への多言語の併記や外国人対応が可能な案内所の設置等を促進していくこと</b> としています。	C (趣旨同一)
18 ○	〈(2)まちづくり⑥観光地〉(P20) 観光のバリアフリーについては、当県は、どのような状況なのか。	1	本県においても、多数の観光施設において車いす対応の客室・多目的トイレ等の設置などのバリアフリー化に取り組んでいるところです。 また、岩手県観光協会においては「いわてバリアフリー観光情報案内所」を設置するなど、こうしたバリアフリーに対応した観光施設の、観光客向けの情報発信に取り組んでいるところです。	F (その他)
19 ★	〈(4)情報発信①情報発信方法の工夫〉(P22) 視覚障がい者は、情報障がい者でもある。 進展していく情報化・デジタル化に取り残されている。例えば、キャッシュレスやセルフレジに困っており、 <b>機器の整備等</b> については、そういうところも大事になっていく。	1	御意見を踏まえ、〈6 具体的な推進方向(4)情報発信③情報化〉【推進上の課題・視点】(P22)に、キャッシュレスなど <b>最近の情報化への対応が困難な場合があることについて追記</b> しました。 なお、〈6 具体的な推進方向(4)情報発信③情報化〉(P23)においては、上記の推進上の視点を踏まえて、 <b>すべての人が使いやすい情報機器類の普及を促進</b> していくこととしているほか、〈6 具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P13)において、多様な人の存在を理解し、年齢や障がい、子育て、性的指	A (全部反映)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
			<p>向、性自認等による困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていくこととしています。</p> <p><u>(修正案)</u>  &lt;6 具体的な推進方向(4)情報発信③情報化&gt; (P22)  <b>【推進上の課題・視点】</b>  ○ 高齢者、障がい者等の「情報（意思疎通、情報取得等）の壁」が情報技術の急速な進展等により改善しつつあります。<u>一方で、障がい等により、キャッシュレスなど最近の情報化への対応が困難な人もいることから、</u>これらの方々がパソコン、携帯電話、タブレット端末等の情報機器を十分活用するための環境づくりをさらに進めていく必要があります。</p>	
20 ○	<(4)情報発信①情報発信方法の工夫> (P22) ○ <b>外国人への多言語等による情報発信</b> について、例えば災害時の情報提供の表示やツールの統一化を図ってほしい。	1	外国人への多言語等による情報発信については、<6 具体的な推進方向(4)情報発信①情報発信方法の工夫> (P22)において、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難できるよう、 <b>多言語や、やさしい日本語による案内表示、災害情報の発信に努めることを盛り込み、</b> この取組の一環として、例えば一般財団法人自治体国際化協会が作成・公開している災害時多言語表示シートの活用促進等に取り組むこととしています。	C(趣旨同一)



番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	反映状況
<b>7 推進主体の役割 P26～</b>				
21 ★	<p>〈(1)県民等～(4)行政〉(P26～27)</p> <p><b>推進主体の役割の登場順</b>について、指針では、県民、事業者、民間団体、市町村、県となっているが、条例の第3条と第6条では逆の順である。</p> <p>この推進指針実施の第一議的な責があるのは、やはり県にあるので、<b>県を最初に、条例と同じ順で記載すべき</b>と思う。</p>	1	<p>推進主体の役割については、推進指針は、「<b>県の行動指針</b>」であり、「<b>県民等のガイドライン</b>」であることから、御意見のとおり、<b>県を最初に記載</b>することに変更します。</p> <p>また、県民等については、いわて県民計画(2019～2028)等との記載と整合を図り、以下のとおりとします。(P26～27)</p> <p><u>(修正案)</u></p> <p>〈7 推進主体の役割〉(P26～27)</p> <p><u>(1) 県が担う役割</u></p> <p><u>(2) 県民に期待される役割</u></p> <p><u>(3) 事業者に期待される役割</u></p> <p><u>(4) 民間団体(自治会やNPO法人等民間団体)に期待される役割</u></p> <p><u>(5) 市町村に期待される役割</u></p>	B(一部反映)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。